

弁護士の役割に関する基本原則

——人権保障に果たしてきた役割と課題——

東 澤 靖

1. はじめに一弁護士役割基本原則

2015年7月9日に始まった中国における300名を超える人権弁護士やその関係者の一斉連行、そして引き続き拘束は、国際社会に大きな衝撃を与えた。日本を含む各国政府や国連の関係者、そして日本弁護士連合会（日弁連）を含む国内・国際を問わず弁護士会や弁護士団体は、直ちに中国の事態に対して懸念を表明し、あるいは抗議する声明を発表した⁽¹⁾。

依頼者のために法律業務を行う弁護士に対する政府による攻撃、あるいは第三者による攻撃の政府による放置は、もちろん新しい問題ではない。それらは、弁護士の独立と保護というテーマで、古くから各国内のみならず、国際社会において議論され、さまざまな国際規範が提示されてきた。その中心的な国際文書と言えるのが、1990年に第8回国際犯罪防止・刑事司法会議（コンGRESS）で採択された「弁護士の役割に関する基本原則」である⁽²⁾。先に述べた国連の関係者や弁護士会などが声明を発表するにあたって依拠したのも、この「弁護士の役割に関する基本原則」であった。日弁連は、他にも国内、海外の弁護士の職務への妨害に対して、この原則に依拠した声明を発表してきている⁽³⁾。

「弁護士の役割に関する基本原則」は、決して条約などの法的拘束力を持つ文書ではないが、これまで、弁護士の独立と保護、とりわけ人権擁護に関わる弁護士の問題を扱う数多くの国際・国内

文書によって、繰り返し依拠されてきている。それには、弁護士の独立と保護を扱う適切な国際文書が他に存在しないことによって、この基本原則を利用する必要があったためかも知れない。他方で、日本国内においては、この基本原則についての十分な議論がなされてきたとは言いがたいし、その内容も十分に理解されてきたとは言えない。

本稿では、この基本原則が採択された経緯やその内容を確認した上で、弁護士の独立と保護において国際的にどのように用いられてきたのかを概観する。そして、国連の人権保障制度の中でこの基本原則が今なお利用されている状況を検討する。さらに、この基本原則が採択されて25年を経過したいま、その内容において弁護士の独立と保護のための十分な内容を持つものであるのかどうかも検証せざるを得ない。とりわけ、きたる2020年に日本においてコンGRESSが開催されることが決定された中で、この基本原則をめぐってなされるべき議論を考えてみたい。

2. コンGRESSとコミッション

国連犯罪防止・刑事司法会議（コンGRESS）は、犯罪防止と刑事司法に関する国連の課題と基準を設定するものとして、1955年から5年ごとに開催されてきた（文末別表）。第1回から第10回までは、国連犯罪防止・犯罪者処遇会議という名称が用いられていたが、第11回以降は、国連犯罪防止・刑事司法会議という名称のもとで開催されている。直近では、2015年にドーハ（カタール）にお

いて第13回の kongress が開催されている⁽⁴⁾。

Kongress の前身は、1846年の国際監獄会議にまで遡り、第二次世界大戦前から開催されていた国際刑法刑務会議を、国連が1950年の総会決議によって承継する形で開催されることになった⁽⁵⁾。

そして、1980年の第6回会議（カラカス）を境に、専門家中心の国際会議から政府間会議へと会議の性格が一変し、それ以後、Kongress で採択される決議の数が急速に増加したという⁽⁶⁾。実際に、Kongress では、第1回会議で採択された被拘禁者最低基準規則をはじめとして、第8回 Kongress までは、刑事司法に関わる数多くの基準や規範が採択されてきた。その中には、犯罪防止や刑事司法の運営という枠組みの中ではあっても、受刑者の処遇や被疑者・被告人の権利、司法関係者の独立や保護など、人権に関わるものも少なくはなかった。

このように Kongress で採択された基準や規範は、その後、国連総会決議で追認されたものも含めて、たとえ決議が成立し文書が採択されても、それ自体は条約のような法的拘束力を持っているわけではない。そのため、Kongress における基準や規範の採択にあたっては、「無視されればそれまでという説得的効果しかない」という性格に照らして、コンセンサス採択の重要性も指摘されてきたという⁽⁷⁾。実際には、それらの基準や規範は、採択の経緯に加えて、その後の諸国家や国際機関の行動において依拠されることによって、現実の規範性が付与されていくことになる。

他方で Kongress が新たな基準や規範を採択する機能は、1990年の第8回 Kongress の後に再び転機を迎えた。従来、国連経済社会理事会の補助機関として Kongress に対応する専門家会議であった犯罪防止規制委員会（Committee on Crime Prevention and Control）は、1991年の国連総会決議（46/152）及び翌1992年の経済社会理事会決議（1992/1）によって廃止され、新たに経済社会理事会の機能委員会としての犯罪防止・刑事司法委員会（Commission on Crime Prevention and Criminal Justice：コミッション）が創設された。毎年開かれるコミッションには、政府間会議とし

て国連の犯罪防止・刑事司法政策の決定に関与していく権限が与えられ、その一方でそれまで政策決定機関として機能してきた Kongress は、国連の犯罪防止司法プログラムの諮問機関として位置づけられることになったという⁽⁸⁾。実際に第9回以降の Kongress では、新たな基準や規範が採択されることはなく（別表）、採択される決議も減少した上、第10回 Kongress からはすべての課題を網羅した宣言のみが採択されるようになった。このような経緯もあり、Kongress が国連の犯罪防止・刑事司法に関する基準や規範を採択することはなくなっていったが、その後の Kongress で提起された議論や採択された決議が、国連経済社会理事会や国連総会での基準や規範の採択につながっていった例も少なくはない⁽⁹⁾。

また、犯罪防止・刑事司法の分野での基準や規範の制定、とりわけ人権の分野において、指摘されてきたのは、人権関係 NGO の貢献である。数多くの基準や規範を採択した第8回 Kongress にいたる過程においても、それらの基準や規範は、まず NGO が西欧諸国の代表を通して、それらの制定や手順などをうたう決議を Kongress で通し、次回 Kongress までに、それらの NGO が主導的立場を保ちつつ準則案を起草していくという形が多かったという⁽¹⁰⁾。最近においても、過去に採択された基準や規範を補完・改訂していくための作業において、NGO の貢献が報告されている⁽¹¹⁾。

3. 弁護士役割基本原則

3.1 基本原則の採択に至る経緯

弁護士役割基本原則は、以上のような Kongress の歴史の中で、1990年の第9回 Kongress（キューバ）で採択された規範である。

刑事司法の中で弁護士が果たすべき役割については、それに先立つ第7回 Kongress において、「弁護士の役割」と題する決議がなされていた⁽¹²⁾。この決議は、「市民の権利の保護のためには、すべての人が弁護士によって提供される法的サービスへの実効的なアクセスを持つ必要がある」（前文第3段落）という認識を前提に、弁護士がその

職務を行うに際しての不適切な制約や圧力に対し、加盟国が保護を提供すべきものとし（1項）、また、次回第8回の kongress がこの問題を検討することを求めていた（5項）。この決議においても一つ注目すべきことは、この決議が、弁護士会の役割についても明確に言及していることである。すなわち、同決議は、「弁護士会その他の弁護士専門家団体が、不適切な制約または侵害に対してその構成員を守りまた防御するために戦い、ならびにその専門的倫理を保持するために、不可欠な役割と責任を持つことを承知し」（前文第4段落）と述べていた。その上でこの決議は、「弁護士の役割」という課題を、第8回 kongress で検討するために、犯罪防止規制委員会に報告書を準備するように要請していた（4項）。

その後の準備作業は、国連事務総長が準備的報告書を同委員会に提出し、同委員会において起草作業が続けられた。その起草作業においては、国連総会決議（43/173）で採択された「あらゆる形態の被拘禁者若しくは受刑者のための保護原則の体系」などが参照され、また、国連人権委員会での起草文書や各種の研究や国際セミナーの成果が取り入れられた。NGOからの勧告にも注意が払われたとして、国際法律家協会（International Commission of Jurist）、国際法曹協会（International Bar Association）、第14回国際刑法会議（XIV International Congress on Penal Law）などが記録されている⁽¹³⁾。また、この当時、弁護士役割基本原則の草案に対して、国連から日本弁護士連合会（日弁連）などの各国の弁護士会に対しても意見照会がなされ、日弁連からも弁護士と被疑者との接見交通権などについて、意見を提出したという⁽¹⁴⁾。

準備過程の報告書によれば、特に注意が払われたのは、社会内のすべての集団のための法的サービスへの実効的アクセス、被告人の自ら専任した弁護人及び法的援助への権利、基本的権利と自由を保護するに際しての弁護士の役割に関する公衆の教育、弁護士の訓練と資格ならびに法専門職への加入における差別の防止、政府・弁護士会その他の弁護士専門的団体の役割、依頼者やその主張

を抑圧と迫害のおそれなしに代理する弁護士の権利、依頼者とのコミュニケーションを秘密に保つ弁護士の義務などの問題であったという⁽¹⁵⁾。

第8回 kongress では、弁護士役割基本原則は、日本政府代表が議長を務める第二委員会では審査され、若干の修正はあったものの基本的にはほぼ原案通りに採択されたという⁽¹⁶⁾。第8回 kongress の報告書によれば、弁護士役割基本原則に対しては多くの政府代表から強い支持が表明された一方で、被逮捕者・被拘禁者・受刑者が弁護士の訪問を受けまた相談する権利、弁護士が実務を行うための国籍要件、適切な情報・ファイル・文書への弁護士のアクセスについて議論がなされたという⁽¹⁷⁾。その中でも、日弁連からの代表団は、情報・ファイル・文書へのアクセスについて、原案では、「捜査または公判前手続の終了以前に」と具体的に示されていたアクセスの時期が、日本政府の反対により「適切な最も早い時期に」というあいまいな表現に修正されたという事情を報告している⁽¹⁸⁾。

3.2 弁護士役割基本原則の概要及び原案からの修正

弁護士役割基本原則は、本稿の末尾に訳出したように（資料1）、すべての人の「法的サービスへのアクセス」、すべての人の「刑事司法問題における特別の保護手段」、弁護士の「資格認定と訓練」、弁護士の「責務と責任」、「弁護士の職務の保障」、弁護士の「表現及び結社の自由」、「弁護士の専門家団体」、そして弁護士の「懲戒手続」の8つの分野について、29項目の原則を規定している。あらためてその内容を簡単に紹介すれば、以下のとおりとなる。

【弁護士役割基本原則の概要】

(1) 法的サービスへのアクセス

すべての人が弁護士の援助を受ける権利を持つこと、政府はすべての人が差別なく弁護士へのアクセスを持つための仕組み、そして貧困者などのためには資金を提供すること、そして弁護士の専門家団体がそれに協力すること。

- (2) 刑事司法問題における特別の保護手段
特に刑事手続において政府が、逮捕や勾留から48時間以内に自らの選ぶ弁護士や資力のない者には支払いなしの弁護士にアクセスできるように確保し、また、弁護士による訪問や秘密のもとでの協議などの便益を確保すること。
- (3) 資格認定と訓練
政府が、弁護士の専門家団体及び教育機関とともに、弁護士の教育や訓練、差別のない法曹への参入、法的サービスが不十分な集団、共同体、地域への措置を確保すること。
- (4) 責務と責任
弁護士が、専門職の名誉と尊厳、依頼者に向けられた各種の責務と忠実性、また人権と基本的自由の擁護や法・基準・倫理に従って行動すべき責務が示されている。
- (5) 弁護士の職務の保障
弁護士が職務を行う際に保障されるべき事項が挙げられている。それには、不適切な干渉などの排除、旅行の自由、制裁やそれによる脅しの排除、当局による安全の保障、依頼者の主張と同一視されないこと、裁判所や行政当局への出席の権利、書面や口頭での陳述に対する免責、当局が保有する情報や文書へのアクセス、依頼者とのコミュニケーションや協議の秘密である。ただしそれらの保障の中には、弁護士の業務の適性や弁護士の責務・基準・倫理との両立を要求しているものもある。
- (6) 表現及び結社の自由
法・司法・人権に関わる事項について、弁護士の表現、信条、結社及び集会の自由を確認するものである。ただし、法・基準・倫理に従って行動するという条件が付されている。
- (7) 弁護士の専門家団体
弁護士が自治的な専門家団体について結成し・加入する権利を確認し、またその専門家団体の性格（構成員による執行機関の選出や外部からの干渉の排除）と役割（弁護士の利益代表、継続教育・訓練、人々の弁護士へのアクセス、弁護士への不適切な干渉の排除の確保）を定めている。ただし、不適切な干渉については、そ

れを受けない職務の確保のために「政府と協力するもの」とされている。

- (8) 懲戒手続
懲戒手続の基準となる専門家行動規範が法曹または立法によって制定されること、違反の申立てが迅速かつ公正に処理され他方で弁護士は公正な審理を受けること、懲戒手続は法曹の設置する機関または独立の裁判所で行われ司法による再審査を受けることなどが示されている。

【弁護士役割基本原則の原案からの主要な変更点】

以上の弁護士役割基本原則は、すでに触れたように、第8回 कांग्रेसに先立つ準備会議で、その原案がまとめられ他の基準や規範の原案とともに提出されていた⁽⁹⁾。その原案について第8回 कांग्रेसで行われた作業は、原案と採択された弁護士役割基本原則とを比較することによって推測できるが、主な変更点は以下の通りである。

- ・原案前文にあった、第7回 कांग्रेस決議18の「弁護士がその職務を行うに際しての不適切な制約や圧力に対し、加盟国が保護を提供すべき」という部分や、後に詳しく述べる旧人権小委員会の「司法の独立に関する世界宣言草案」への言及が削除された。
- ・すべての人の弁護士の援助を受ける権利に関する項目が、新たに挿入された（原則1）。
- ・弁護士がいない場合の弁護士付与に関して、「犯罪の性質にふさわしい経験と能力を持つ弁護士」という限定が加えられた（原則6）
- ・例外的な状況において基本原則の適用を一定の要件の下に停止することを認める原則（原案の原則8）が削除された。
- ・法曹への参入における差別の禁止に関して、国籍要件の例外が追加された（原則10）。
- ・弁護士の「責務と責任」の分野が加えられ、その内容が拡充された（原則12から15）。
- ・弁護士の職務の保障において、旅行の自由が加えられた（原則16）。
- ・原案にはなかった、裁判所・行政機関への弁護士の出席の権利（原則19）、陳述に関する

免責（原則20）が加えられた。

- ・当局の保有する情報・文書への弁護士のアクセスについて、「刑事手続においては、公判段階の開始時まで」という記載が削除された（原則21）。
- ・弁護士と依頼者間のコミュニケーションや協議の秘匿性について、原案にあった（コミュニケーションや協議は）「刑事手続においては、進行中または計画された犯罪に関連しなければ、依頼者に不利な証拠としては許容されない。弁護士－依頼者間のコミュニケーションの秘匿性の保護は、弁護士のパートナー、被用者、補助者及び代理人ならびにファイルや文書にも拡張される。」という部分が削除された（原則22）。
- ・「表現及び結社の自由」の項目が加えられた（原則23）。
- ・原案で弁護士の専門家行動規範を策定する主体が弁護士の専門家団体とされていた点は、その主体が法曹または立法と変更された（原則26）。
- ・懲戒手続における他の弁護士の援助を受ける権利が明記された（原則27）。

以上の修正は、弁護士の権利を拡大する効果を持つものと、制限するものとが混在している。その意味では、準備会議の原案を実際の kongress が骨抜きにしたなどの単線的な評価はできず、むしろ kongress の審議を通じて、一部の後退はありながらも、充実したものとなっていったことができる。

3.3 基本原則のその後の扱い

弁護士役割基本原則は、それを採択した決議においては、国連加盟国によって国内で普及され、法や政策に編入されていくことが要請されていた。そして、それをフォローアップするために、各国の実施の程度を国連事務総長が次の kongress に報告し、また、犯罪防止規制委員会が効果的な実施を確保する方法と手段を優先課題として考慮することが求められていた。それに加えて、

犯罪防止規制委員会は、刑事司法の分野における国連の規範とガイドラインの全般について、監視機関として機能することが期待されていた⁽²⁰⁾。

しかし、5年後の第9回 kongress では、弁護士役割基本原則に関する議論やフォローアップが実際に継続された状況は見当たらない。弁護士の役割について、第9回 kongress に向けては、会議の事務局からは、犯罪の国際化に伴い、弁護側と検察側との間の武器対等の問題が既存の国際文書でどの程度考慮されているかを検討することなども示唆されていた⁽²¹⁾。実際の第9回 kongress では、弁護士の役割について、刑事司法と警察制度という議題の中にも含まれているものの、それについて何らかの議論がなされた記録はなく、また、同会議が採択した包括的な決議の中でも触れられていない⁽²²⁾。第10回以降の kongress の記録では、まれに法律扶助や訓練の項で弁護士に言及されることはあっても、弁護士役割基本原則や各国での実施状況について議論されることもなく、また、決議や宣言でも取り上げられなくなってしまった。

なお、前述したように第8回から第9回にかけての kongress の間である1992年に、犯罪防止規制委員会が廃止されて、コミッションへが創設された。同じ年に経済社会理事会は、犯罪防止と刑事司法の分野でコミッションの任務も含む詳細な決議を行ったが、そこでは、人権や法の支配に対する一般的な言及はなされているものの、弁護士や検察官の役割はもちろん、裁判官の独立に関する記述もなくなっている（経済社会理事会決議1922/22）。

このことは、国連の犯罪防止と刑事司法の分野では、すでに kongress が裁判官、検察官、弁護士に関する基準と規範をいったんは採択したということとその任務を終了したという認識によるものなのか、あるいは、刑事手続などで訴追側である政府と対立することが多い弁護士の役割を強化することに国連加盟国政府が乗り気ではないという事情によるものなのか、その理由は判然としない。実際に裁判官や弁護士の職務に対する政府や非政府勢力による妨害は、後に見るように今日に

いたるまで続いており、裁判官や弁護士のための基準や規範の履行を監視する必要性や、さらにそれらの基準や規範を発展させていく必要性は存在する。ひとつありうる説明は、裁判官や弁護士の職務を保護する機能を、国連は人権の分野に委ねて国連内部での任務の重複を避けようとしたということである。実際に次に紹介するように、コミッションが設置されて2年後の1994年に、経済社会理事会のもとにあった旧人権委員会は、裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者を設置している。

しかし、少なくとも国連の कांग्रेसやコミッションにおいては、基本原則についてその履行を監視し、基準や規範を発展させる作業は行われなくなっている。今日、 कांग्रेसやコミッションにおいて弁護士の職務への言及がなされても、それらは法的サービスへのアクセスや法律扶助の問題に限られている。

4. 人権保障制度の中での弁護士の職務の保障

4.1 人権と弁護士の職務との関係

すでに見てきたように、弁護士の職務は、犯罪防止と刑事司法という観点から、刑事司法の一翼を担う者として、その役割と職務の保障が議論されてきた。他方で、弁護士の職務の保障は、国際的に認められた人権の保障とも密接な関係を持っている。しかし世界人権宣言や人権条約などの国際人権法は、弁護士という特定の身分やその職務という特定の機能を人権と見なして保障しているわけではない。国際人権法は、あくまですべての人に対して平等にその権利を保障するものであり、国際人権法の中で弁護士が関わるのは、すべての人に認められた公正な裁判を受ける権利や刑事手続で自己を防御する権利の中で（例えば、世界人権宣言10条、11条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）14条）、弁護士の援助を受ける権利として保障されているものである。その意味では、弁護士の職務に対する保障は、それ自体が人権というよりも、すべての人の人権を

保障するための制度として位置づけられていると言えるだろう。すでに詳しく見た弁護士役割基本原則も、その第1項は、すべての人の「弁護士の援助を求める権利」から始められているのも、そのような理由によるものと考えられる。そして弁護士が国家権力に対して、すべての人の司法を通じた人権を守る職務を遂行するために、裁判官の独立と併せて弁護士の独立が重要なものと見なされてきた。

このような人権と弁護士の職務の関係は、さまざまな国際文書で確認されてきたが、それを端的に語った文書に1993年のウィーン世界人権会議で採択された「ウィーン行動宣言及びプログラム」がある。その文書は、人権保障のための司法体制における独立した裁判官と法曹について、次のように宣言している。

「全ての国は、人権に関する不服または侵害に対処する実効的な救済措置の枠組みを設けるべきである。法執行機関および検察機関を含む司法体制、また、とくに、国際人権文書が定める関連基準を十分にみたすに独立した裁判官と法曹は、完全で差別のない人権の実現に不可欠なものであり、民主主義と持続可能な発展の過程に不可欠のものである。この点において、司法関係諸機関は、十分な財政的基礎を持つべきであり、国際共同体はこれに対していっそう高い水準の技術的および財政的援助を与えるべきである。強力で独立した司法体制を実現するために、助言サービスの特別計画を優先的に活用することは、国際連合の責任である。」⁽²³⁾

このことをより正確に言えば、裁判官、検察官、弁護士と行った司法に関わる者は、もちろん個人として他の者と同じように人権が保障される。しかし、同時に、司法に関わる者は、他の者の人権を保障する職務を行うがゆえに、その職務について特別な保護を受けるのである⁽²⁴⁾。一方で、この特別な保護は、他の者の人権を保障するという機能において、特別の責任を負うことを意味する。そのために特別の保護と同時に専門家としての行

動規範や倫理、そしてその能力を保障するための教育や訓練についても、併せて語られることになる。

4.2 弁護士役割基本原則に先立つ国連人権機関での取り組み

このように人権の実現にとって重要な意味を与えられた、弁護士の職務、あるいはより広く裁判官や弁護士の独立は、 kongress で弁護士役割基本原則が採択される以前から、国連の人権を扱う機関によっても長年にわたって扱われてきた。

その重要な試みが、旧人権小委員会におけるシングヴィ草案であった。

国連における人権を扱う機関として、従前、経済社会理事会のもとに人権委員会 (Commission on Human Rights, 以下「旧国連人権委員会」) があり、そのもとに専門家の委員会で構成された差別防止・少数者保護小委委員会 (Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, 以下「旧人権小委員会」) が置かれていた。旧人権小委員会は一時、人権促進保護小委委員会と名称を変えたことがあったが、旧国連人権委員会も旧人権小委員会も、2006年に人権を扱う国連の機関として国連総会のもとに人権理事会 (Human Rights Council, 以下「国連人権委員会」) が設置されて従来の人権に関わる任務が引き継がれたことによって、その際に消滅している。

すでに触れたように、人権を保護するために裁判官や弁護士の独立が重要であることは共通認識であったものの、実際には、世界の各地でそれらの独立が脅かされる問題が生じていた。そのため、旧人権小委員会は1978年の決議 (5 E (XXXI)) によってこの問題への取り組みを開始した。そして旧人権小委員会は、1980年に経済社会理事会の認可を受けて、インドの著名な法律家・外交官でありかつて旧人権小委員会の委員でもあったシングヴィ氏 (L.M. Singhvi) を特別報告者に指名し、「司法、陪審員と査定人の独立及び公平性ならびに弁護士の独立」に関する報告を依頼した⁽²⁵⁾。シングヴィ氏は、その任務のもとに数度にわたって

旧人権小委員会に報告書を提出し、また、1985年には、自らが起案した司法の独立に関する宣言草案や、専門家との協議の過程で作成された法曹の独立に関する原則草案や司法の独立に関する世界宣言などを含む報告書を提出した⁽²⁶⁾。その後、シングヴィ氏は、旧人権小委員会の検討や各国政府からコメントを受ける中で、自らの起草した宣言草案への改訂を進め、1988年にその最終案「司法、陪審員と査定人の独立及び公平性ならびに弁護士の独立に関する宣言草案」(E/CN.4/Sub.2/1988/20/Add.1 and Add.1/Corr.1, 別名「司法の独立に関する世界宣言草案」, 以下「シングヴィ草案」) を旧人権小委員会に提出した⁽²⁷⁾。シングヴィ草案は、1988年に旧人権小委員会から旧国連人権委員会に検討のために付託され、同人権委員会は、翌1989年、各国政府に対しシングヴィ氏草案に定められた諸原則を考慮に入れることを勧めるとともに、kongress と犯罪防止規制委員会に対してもシングヴィ氏の研究成果と草案を考慮に入れるように求める決議 (E/CN.4/RES/1989/32) を行った⁽²⁸⁾。

この時期は、すでに見たように1985年の第7回kongressで「司法の独立に関する基本原則」が採択され、また、1990年の第8回kongressに向けて、弁護士役割基本原則や「検察官の役割に関するガイドライン」の準備が行われていた時期に重なる。旧人権小委員会は、シングヴィ氏に任務を与えて報告書や宣言草案を提出させたものの、第7回kongressでの「司法の独立に関する基本原則」がすでに国連総会の決議で承認されていたという状況を前に、作業の重複を避けてさらなる宣言草案の検討を行わなかったという⁽²⁹⁾。また、kongressの基準策定のための作業は、シングヴィ氏による草案の改訂に際して寄与したとされる⁽³⁰⁾。逆に、シングヴィ草案のkongressへの影響に関して言えば、時間的にはシングヴィ草案が第8回kongressより存在していたにもかかわらず、弁護士役割基本原則を採択した決議は、シングヴィ草案に言及していた原案の部分を削除している。

シングヴィ草案は、裁判官の部と弁護士の部か

らなる106項目の原則を述べている。その中でも弁護士にあてられた34項目では、弁護士と弁護士会の定義、一般原則、法教育と法曹への参入、公衆の法教育、弁護士の責務と権利、貧しい人々への法的サービス、弁護士会の役割、懲戒手続に関する原則が記載されている。これを弁護士役割原則と対比すれば、刑事司法問題における特別の保護手段について同原則が詳しく定めていることを除けば、シングヴィ草案は同原則が定めている事項をほぼ網羅している。特に弁護士が依頼者の主張と同視されてはならないことやそれを理由に制裁の威嚇を受けないこと(84, 85項)、弁護士に信条、表現、結社、集会の自由が認められるべきこと(92項)、法曹への参入や職務継続において差別が行われてはならないこと(77, 80項)など、弁護士役割原則の中でしばしば言及される重要な原則は、すでにシングヴィ草案で取り上げられていた。逆に、次に掲げるように、シングヴィ草案が原則として取り上げているが、以下のように弁護士役割原則にはない原則もある。

- ・法曹の任務が人権の促進と保護であり、そのための弁護士の独立が明記されていること(74項)。
- ・弁護士の報酬に関する規則が公正で適切なものであるべきこと(93項)。
- ・弁護士会の独立が明記され、弁護士もその独立性を維持するために弁護士会に加入する責務があること(97, 98項)。
- ・弁護士会の任務には、法の改革や既存の法・新法案に意見を述べ、討議を促進すること、構成員の福利を向上させること、国際的な弁護士組織と連携・加入すること、依頼者が国外の弁護士を必要とする場合の協力など各種の任務が含まれること(99(g)(j)(k), 100項)。
- ・構成員である弁護士が、逮捕・勾留、搜索・差押えその他の侵害を受けた場合には、弁護士会に直ちに知らされ、弁護士会が手続を監視すべきであること(101項)。
- ・弁護士に対する懲戒手続は、その第1審がまず弁護士会の設置する懲戒委員会では審査されるべきこと(104項)。

弁護士役割原則との対比の中で、シングヴィ草案がもっとも異なっているのは、弁護士の独立を守るための弁護士会あるいは弁護士団体の役割について、詳細な原則が定められている点であろう。

4.3 裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者

一方で、旧国連人権委員会は、上記の1989年の決議において、すでに国連総会で承認されていた kongress の「司法の独立に関する基本原則」と、併せて法律実務家の保護に関して、その実施を監視するための実効的な方法を検討することを、旧人権小委員会に対して要請していた。そして旧人権小委員会は、委員であるフランスのジョアネ氏(Louis Joinet)に検討と報告を委ねた。その検討の間に、旧国連人権委員会は、第8回 kongress に対して弁護士役割基本原則を優先課題として採択するように要請し、そして上記のように1990年の第8回 kongress で弁護士役割基本原則や「検察官の役割に関するガイドライン」が採択され、それを受けて国連総会は、それらの国連の規範を実施するための研究を、旧人権小委員会に行わせるように旧国連人権委員会に要請していた(A/RES/45/166)⁽³¹⁾。

旧国連人権委員会は、その後のジョアネ氏の数回にわたる報告書と旧人権小委員会の決議(1993/39)に基づき、国連の規範を実施するための制度として、1994年に「裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者」を設置することを決議し(1994/41)、その決議は経済社会理事会で承認された⁽³²⁾。この決議は、その前文において、「裁判官、弁護士及び裁判所職員の独立に対する攻撃の頻度が増大していること、ならびに司法及び弁護士の保護手段を弱めることと人権侵害の重大さと頻度との間にある連関の双方に留意し」という認識のもとで、弁護士役割基本原則と「検察官の役割に関するガイドライン」、そして上記のシングヴィ草案に触れながら、特別報告者の任務を定めた。この任務は、その後、旧国連人権委員会を引き継いだ国連人権理事会の決議によって、次のように整理拡張されている(A/HRC/RES/8/6)。

【裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者の任務】

- (a) 特別報告者に寄せられた内容のある告発をすべて調査して、その上で結論や勧告を報告すること。
- (b) 裁判官・弁護士・裁判所職員の独立に対する攻撃と、それだけでなくその独立を保護し、高めるために達成された前進もまた特定して記録し、そして、関係国が要請する場合には、助言サービスまたは技術的援助の提供を含む具体的な勧告を行うこと。
- (c) 司法制度を改善するための方法と手段を特定し、その上で具体的な勧告を行うこと。
- (d) 司法と弁護士の独立を保護し、高めるという観点で、原則に関わる重要で時事的な問題を研究して、提案を行うこと。
- (e) その作業にジェンダーの視点を適用すること。
- (f) 重複を避けながら、国連の関連する組織、任務及び仕組み、ならびに地域的組織と緊密に協力すること。
- (g) 理事会の作業予定にしたがって理事会に定期的に、また、毎年総会に報告を行うこと。

この特別報告者には、これまで、クマラスワミ氏 (Param Cumaraswamy : 1995-2003年)、デスピ氏 (Leandro Despouy : 2004-2009年)、クナウル氏 (Gabriela Knaul : 2010年-現在) の3名が指名されている。

国連人権理事会の特別報告者制度は、以上のように旧国連人権委員会から引き継がれて、国連人権理事会に設けられている特別手続 (Special Procedure) のひとつである。特別手続には、国別のものとテーマ別のものがあり、前者は14カ国について、後者は42のテーマについて設けられている (2016年1月)。「裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者」は、そのうちのひとつだということになる。なお類似の任務を持つ制度として、国連人権理事会には「人権擁護者の状況に関する特別報告書」がある。これは、国連総会が1998年に採択した「普遍的に認められた人権と基本的自由を促進・保護する個人・集団・社会組織の権利

と責任に関する宣言」(人権擁護者に関する宣言・決議53/144)を受けて、旧国連人権委員会が2000年に設置した (決議2000/61)。この特別報告者の任務も弁護士の職務に関わっているが (人権擁護者に関する宣言11条参照)、本稿では詳しく立ち入らない。

それらの特別報告者に適用されるマニュアルに従い、「裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者」は、以下の活動を行っている⁽³³⁾。

【裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者の実際の活動】

- a. 司法の独立と公平性及び法曹の独立に関して違反があったとの主張に関連して特別報告者に提出された情報に関して、関係国政府に対し、それらの事件を明らかにした注目してもらうために、告発を記載した手紙や緊急の訴えを送るという行動を行う。特別報告者が送付した通報は、(告発を記載した手紙や緊急の訴えの両方が) 次回の通報報告書で公表される。
- b. 関連する国の政府の招待に基づき、各国訪問を行う。その訪問に関しては、認定した事実、結論及び勧告を記載した報告書を人権理事会に提出する。
- c. 任務に関係する重要事項または関心分野を強調した毎年のテーマ別報告書を人権理事会及び総会に提出する。

ここで確認しなければならないのは、この特別報告者が、裁判官と弁護士の独立に関してどの基準や規範に基づいて、違反の有無を判断しているのかということである。この点について、最初に特別報告者に任命されたクマラスワミ氏は、その最初の報告書の「法的枠組み」という項で、個人の司法的救済に関する各種の国際人道法に関する文書や前述の「ウィーン行動宣言及びプログラム」など各種の法源に言及していた。しかしながら一方でこの報告書は、 kongress で採択された弁護士役割基本原則を含む裁判官、弁護士、検察官に関する3つの基本原則やガイドラインについて、

「司法の独立と公平性及び法曹の独立性に関する基準のもっとも精緻に表現したものとして特別に重要視するものであり、これらの文書は、現在の任務の実施における主要な典拠になると理解されるべきである」と記載していた⁽³⁴⁾。そして、その後においても、国連において、少なくとも弁護士の職務に関して新たな基準や規範は採択されておらず、その後の特別報告者も、その報告書において「法的枠組み」に関する議論をしていない。そのことから、引き続き、弁護士の職務に関しては、 kongress が採択した弁護士役割基本原則が、その典拠として機能しているものと考えられる。実際に特別報告者は、弁護士の職務に関わる告発を受けた各事件の評価に関する報告において、弁護士役割基本原則に掲げられた原則に照らして違反を判断することを続けている。

このように弁護士の職務に関して、国連の人権保障制度の中では、国連人権理事会の裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者という保障制度が存在している。しかし、その保障のためによりどころとされているのは、国連の人権に関わる機関が設けた基準や規範ではなく、人権とは別の任務を持つ kongress が採択した弁護士役割基本原則なのである。

4.4 人権条約機関における弁護士の職務の保障

弁護士の職務の保障は、人権条約機関における国別の定期報告書審査や通報事件において取り上げられてきたが、そこではしばしば弁護士役割基本原則に言及されてきた。

【自由権規約委員会の勧告】

[ベラルーシ]

ベラルーシ政府は、1997年に、弁護士を認可する権限を法務省に与え、弁護士が実務を行うために法務省が管理する中央集権的な団体 (Collegium) に属することを義務づける大統領令を定めた。このことについて、自由権規約委員会は、同国の定期報告書審査における総括所見において、その大統領令が、「弁護士の独立を損なう

ものである」として、「裁判官と弁護士がいかなる政治的その他の外部的圧力から独立であることを確保するために、憲法及び諸法の再検討を含む、すべての適切な措置をとるよう」求めた。また、続けて同委員会は、同国政府が「この関係で、1985年の司法の独立に関する基本原則及び1990年の弁護士の役割に関する基本原則に注意を払うように」求めた⁽³⁵⁾。

[リビア]

旧カダフィ体制のもとでのリビアにおいて、司法の独立と、政府に雇用されることなしにはその職務を自由に行使できないという弁護士の自由などについて、自由権規約委員会は、1998年に、同国政府が「規約の14条ならびに国連の司法の独立に関する基本原則及び弁護士の役割に関する基本原則の、完全な遵守を確保するための措置を取ることを」勧告した⁽³⁶⁾。

[アゼルバイジャン]

アゼルバイジャン政府は、2000年に司法改革を行ったが、その中には、行政府が裁判官の選任について広範な権限をもつことが定められていた。さらに、弁護士についても通常の代理業務を行う弁護士と、刑事事件や上級審で法廷に出席することが認められた弁護士とが区別される法廷弁護士法 (Law on the Bar) が定められ、法廷弁護士となるためには団体 (Collegium of Advocates) に所属する必要があるが、それに加えられる条件が不明確なものであったようである⁽³⁷⁾。このことについて、自由権規約委員会は、その司法改革が裁判官の独立性や公平性を危険なものとすることへの懸念を示すとともに、新しい法廷弁護士法が「弁護士の職務の自由で独立な行使を損なうかもしれない (14条)」と懸念を表明し、同国政府が「法廷弁護士団体の構成員へのアクセスの要件と条件が弁護士の独立を損なわないようにすることを確保すべきである」と勧告した⁽³⁸⁾。ここでは弁護士役割基本原則に直接言及がなされているわけではないが、弁護士の職務の自由や独立が、公正な裁判を受ける権利 (14条) の一内容として認識されている。

【アフリカ人権委員会におけるナイジェリアへの違反認定】

ナイジェリア政府は、1993年に、新しい法律実務家令によって、ナイジェリア弁護士会を統治し懲戒権限も持つ幹部会（Body of Benchers）を設置することとしたが、それを構成する128名の構成員のうち38名のみを弁護士会の代表とし、その余を政府の指名によるものとした。このことについてアフリカ人権委員会は、ナイジェリア弁護士会の運営に対する政府の介入は、国連司法の独立に関する基本原則との関連で人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（アフリカ憲章）の前文と両立せず、結社の自由を保障するアフリカ憲章10条に違反すると認定した⁽³⁹⁾。

また、最近においても、弁護士に対する政府の広範な弾圧について、弁護士役割基本原則がその問題点を指摘するために用いられている。

【拷問禁止委員会の中国への勧告】

冒頭に紹介した2015年の弁護士の大量検挙などを含む中国政府による弁護士への弾圧、毎年行われる弁護士資格再登録における拒否や弁護士資格の剥奪など、中国における弁護士の状況は、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）のもとに設置された拷問禁止委員会において、審査された。そして2015年に拷問禁止委員会は、以下を含む強い調子での勧告を行った⁽⁴⁰⁾。

締約国は、依頼者やその主張について正当に助言・代理し、また裁判所で手続的な違反を争うなど、認められた専門家の責務に従ってなされた活動の故に弁護士に制裁を加えることを止めるべきであり、それらの活動は、国内の保安法のもとでの訴追や裁判所命令を妨害するとの責めを受ける恐怖なしに、可能なものとされるべきである（弁護士の役割に関する基本原則（16項））。締約国は、また、以下を行うべきである。

(a) 弁護士に対して実行されたすべての人権侵害について、迅速、完全かつ公平な捜査を確

保し、また、責任者がその行為の重大性に従って裁判を受けて処罰され、被害者が救済を得ることを確保すること。

- (b) 弁護士が脅迫、嫌がらせまたは不適切な干渉を受けることなくその専門的機能のすべてを実行できるように、完全に独立した自治的な法曹制度の発展を確保する、必要な措置を遅滞なしに採用すること。
- (c) 弁護士の独立を損なう条項を改正するという観点で、国際的基準に従った法曹の職務行使に影響を与えるすべての立法の再検討に着手すること。

以上のように弁護士役割基本原則は、すべての人の公正な裁判を受ける見地や弁護士の結社の自由という観点などから、しばしば国際人権法の実施のためにも参照されている。

5. 弁護士役割基本原則をめぐる今日的課題

これまで見てきたように、弁護士の職務を保障するための国際的な基準と規範としては、弁護士役割基本原則があり、それが今日においても弁護士の職務に対する干渉の是非を判断するために用いられ続けている。そして、弁護士役割基本原則は、刑事司法の適正な運営という観点から、国連の犯罪防止・刑事司法を扱うコンGRESSによって採択された。しかし、その採択以降、弁護士役割基本原則が世界各国でどのように遵守され、実施されているのかというフォローアップは、コンGRESSや恒常的な国連の機関であるコミッションでも十分には行われこなかった。他方で、弁護士の職務は、すべての人の国際的に認められた人権を保障するための制度として、国連の人権に関わる機関においても長年にわたって議論され、コンGRESSにおいて弁護士役割基本原則が採択される以前から、弁護士の職務を含む司法の独立に関する規範作りが行われてきた。

結果的に現在では、国連人権理事会のもとに設置された裁判官と弁護士の独立に関する特別報告

者が、各国からもたらされる告発を調査し、関係国政府の注意を引くという形で、弁護士役割基本原則の履行を監視している。また、条約機関なども、弁護士や弁護士会などの職務に対する妨害に対しては、国際人権法で認められた公正な裁判を受ける権利などの人権と併せて、弁護士役割基本原則に言及している。その意味では、弁護士役割基本原則が、人権を直接の任務とはしない国連の犯罪防止・刑事司法という分野で作られたものの、人権の保障に大きな役割を果たしている、ほとんど唯一の国際文書であることは否定できない。

しかし、今から25年前に採択された弁護士役割基本原則が、現在の世界における弁護士の職務の保障のために十分な文書たり得ているかという観点からは、なお、検討が必要であろう。少なくとも、弁護士役割基本原則の掲げる諸原則が、今日の状況に合わせてより具体化していくことは可能である。かつて、裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者も、この点について、「もし国連の基本原則がその内容において一般的かつ基本的にすぎることがわかったならば、それらを再検討する正当な理由があるかも知れない。」と指摘していた⁽⁴¹⁾。

それでは、弁護士役割基本原則には、実際どのように改善すべき点があるのか。現時点では、それらの問題点をすべて検討していくことは困難であるが、すでに見てきた弁護士の職務の保障をめぐる議論の中から、いくつかの点を指摘することとする。また、弁護士の役割については、欧州評議会の閣僚委員会が採択した諸原則があり、本稿の末尾に訳出している（CE諸原則）⁽⁴²⁾。以下の検討では、このCE諸原則にも適宜言及する。

(1) 弁護士の職務の独立性の明記

弁護士役割基本原則においては、弁護士の職務の独立性ならびにそれに対する国家による尊重や保護が明記されていない。もちろん、この基本原則においては、各種の干渉からの保護が政府によって確保されるべきことが定められているし（原則16、17など）、また前文においても「独立の法曹」という表現が用いられている。そして、この基本

原則の適用に当たっても、裁判官と同様に弁護士の独立性は、当然の規範として承認されてきている。しかし、そうであれば、なぜそれらを象徴する弁護士の職務の独立性を原則の中に明記することをしなかったのかという疑問が残る。この点は、第7回 kongress で採択された「司法の独立に関する基本原則」が、「司法の独立は国家によって保障されるものとする」（原則1）ことから始められていることと対照的である。すでに触れたシングヴィ草案（74項）でも弁護士の独立は明記されていた。実際にも、弁護士の職務に対する干渉や影響は、弁護士役割基本原則に掲げられた態様でのものに限られるわけではなく、それらの干渉や影響からの自由な職務行使を確保するためにも、また、象徴的な意味においても、弁護士の職務の独立性を明記する規範が必要ではないか。

(2) 法曹への参入

弁護士役割基本原則においては、法曹への参入と実務の継続における差別を禁止し、また、「集団、共同体または地域」を考慮した法曹参入の特別措置を取るべきことを定めている（原則10、11）。しかし、まず差別禁止原則の例外とされている国籍要件は、正当化される理由はなく、また今日の弁護士の職務の国際化に照らしても実情にそぐわないものである。

また、法曹への参入と実務の継続については、すでにみた人権条約機関での例に明らかのように、政府にとって望ましくない者を法曹から排除するという形で、差別が行われやすい問題である。そのため、この問題に対処するためには、そのような政府による差別の危険性を封じるための制度が、特に必要とされる。この点で、CE諸原則は、法曹に参入し実務を行う認可は、独立の組織によって行われるべきことや、独立公平な司法による再審査に服すべきことを定めていることが参考となる（第1原則2項）。

さらに、法曹に多様な人々が参加するための特別措置が必要とされるのは、弁護士役割基本原則の制定時に想定されていた、異なる文化、伝統、言語を持つ集団だけではない。この基本原則は、

さまざまな理由による差別を禁止しているが、ジェンダーの少数者、障がいを持つ人々、移民など、十分に法曹に参入できていない集団に属する人々が法曹に参入できるようにするための特別措置もまた、政府がとるべき行動として定められる必要がある。

(3) 弁護士会の役割

弁護士役割基本原則の最大の弱点は、弁護士会に関する定めにある。この原則は、弁護士が自らの利益を代表し、専門職としての不可侵性を守るために自治的な専門家団体を作る権利を認めているが（原則24）、その専門家団体の権限と機能に対する政府の保障については、あいまいである。特にそうした専門家団体の任務の一つとして認められた、弁護士の職務を不適切な干渉から守ることについては、「政府と協力する」という役割しか認められていない（原則25）。しかし、弁護士の職務に対する不適切な干渉は、私人や社会勢力によるもの以上に政府や司法当局によるものが深刻であることを考えれば、この定めが不十分であることは、明らかである。

すべての人の権利を実効的に保障するための制度が弁護士の職務であるとすれば、その弁護士の職務を保障するための制度は弁護士会である。弁護士の職務が国連の規範で保障されていてもそれを無視する政府がある場合、それに対して社会の中でセーフガード（保護手段）として機能するのが、自治的な専門家団体あるいは弁護士会である。この点で、弁護士役割基本原則の起草を命じた第7回 kongress の決議は、「弁護士会その他の弁護士専門家団体が、不適切な制約または侵害に対してその構成員を守りまた防御するためにたたかい、ならびにその専門的な倫理を守るために、不可欠な役割と責任を持つことを認識し」と述べていた⁽⁴³⁾。それに比べれば、実際に採択された弁護士役割基本原則は、第7回決議からかなり後退した印象がある。

それでは、実際には、弁護士会または弁護士専門家団体（以下、弁護士会と総称）の役割と権限については、何を定めることが必要なのか。

第1には、弁護士会の独立を明記することである。弁護士役割基本原則も、専門家団体の自治、構成員による執行機関の選出、外部からの干渉がないことが定めているが（原則24）、独立性は明記されていない。この点では、前述のシングヴィ草案が、弁護士会の独立を明記してそのような弁護士会への加入を弁護士の責務としていること（97, 98項）、また、CE諸原則も、弁護士会は「当局や公衆から独立した自治的な組織であるべきである」として、弁護士の加入を奨励していること（第V原則1, 2項）などが参考になる。

第2には、弁護士の職務に対して、逮捕・勾留、捜索・差押えなどの極端な干渉があった場合における弁護士会の役割を明らかにすることである。この点でも、前述のシングヴィ草案が、そのような場合には弁護士会に直ちに知らされ、弁護士会が手続を監視すべきであることとしていること（101項）、また、CE諸原則も、そのような干渉の具体例を挙げて弁護士会が「必要な行動を取るべきである」としていること（第V原則5項）などが参考になる。

第3には、弁護士役割基本原則では個々の弁護士の表現及び結社の自由として定められている、法、司法の運営、そして人権の促進及び保護に関わる事項について公の討議に参加する権利（原則23）を、さらに進んで弁護士会の役割として明記することである。そのような討議において、個々の弁護士の意見が与える影響に比べて、弁護士会が専門家団体として表明する意見の影響力がより大きいことはいうまでもない。この点でも、前述のシングヴィ草案が、そのような討議の促進を弁護士会の任務とし（99項(g)）、また、CE諸原則も、そのような討議の促進、奨励を弁護士会の任務としていること（第V原則4項d）などが参考になる。

第4には、弁護士役割基本原則では触れられていないが、各国の弁護士会が弁護士の国際的な協力を行うことがある。このことは、弁護士の教育、訓練に役立つとともに、弁護士の職務に対するセーフガードをより強固なものとするという意味がある。この点でも、前述のシングヴィ草案が、国際的な弁護士組織と連携・加入することを任務

とし(99項(k)), また, CE諸原則も, 弁護士役割を促進するために他国の弁護士と協力することを弁護士会の任務としていること(第V原則4項f)などが参考になる。

(4) 弁護士の行動規範及び懲戒手続

弁護士役割基本原則は, 弁護士が準拠すべき専門家行動規範の策定方法や, 懲戒手続における弁護士の権利, 懲戒機関の性格や決定方法を定めている(原則26から29)。その中でこの原則は, 専門家行動規範が立法によって策定されることや, 懲戒機関が独立の当局あるいは裁判所であることを許容している。この点についても, 独立かつ自治的な弁護士会の役割をより強いものとする可能性が検討されるべきであろう。例えば, この基本原則の原案は, 専門家行動規範を策定する主体を弁護士の専門家団体としていた。前述のシングヴィ草案は, 弁護士に対する懲戒手続の第1審が, まず弁護士会の設置する懲戒委員会で審査されるべきことを求めている(104項)。CE諸原則は, 弁護士会が専門性の基準と行動規範を作成すべきであるとし(第III原則1項, 第VI原則1項), また, 懲戒機関が弁護士会以外のものであることを排除しないものの, 弁護士会は懲戒手続の遂行に責任を持ち, また適切な場合には, その遂行に参加する権利が認められるべきだとしている(第VI原則2項)。

弁護士役割基本原則について再検討が加えられるべき点は, もちろん以上に尽きるわけではない。そしてこの規範が今日においても弁護士の職務の保障に重要な役割を果たしていることを考えれば, この規範が将来に向けて実効的なものとして機能し続けるために, その内容を検証し, 規範を発展させていく必要がある。

6. おわりに

2020年の次回のコンGRESSは, 日本で開催されることが決定している。それに向けて, 日本国内でも, それに向けた準備や討議が, 今後盛んになっていくと思われる。すでに見たように, 刑事司法に関する基準や規範を採択する権能はもはや持たず, また, 弁護士の職務については長年にわたり討議の対象とされていないコンGRESSではあるが, 次回コンGRESSの30年前に, 弁護士の職務の保障のための重要な国際的規範がこのコンGRESSで採択されたことも事実である。

そのことに照らせば, 次回のコンGRESSは, 少なくとも弁護士役割基本原則の履行状況を確認し, 諸原則の内容や履行確保手段について, この原則をさらに発展させていくための重要な機会となる。そのために日本国内のみならず, 各国の弁護士や弁護士会が, そうした討議を提起し, 主導していくことを期待してやまない。

別表 開催されたコングレス一覧

回	開催年	開催地 (国)	概要及び採択された基準や規範 ⁽⁴⁴⁾
1	1955	ジュネーブ (スイス)	「被拘禁者処遇最低基準規則」(Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners: SMR) を採択。
2	1960	ロンドン (イギリス)	少年司法のための特別の警察サービスを勧告。
3	1965	ストックホルム (スウェーデン)	犯罪行為と社会変化との関係进行分析。
4	1970	京都 (日本)	経済的・社会的発展のための犯罪防止計画の改善を要請。
5	1975	ジュネーブ (スイス)	「拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けているすべての人の保護に関する宣言」の草案を審議し承認。同宣言は、同年12月に国連総会が決議により採択した (A/RES/30/3542)。
6	1980	カラカス (ベネズエラ)	「犯罪防止と生活の質」というテーマのもと、犯罪防止は各国の、社会的、文化的、政治的及び経済的状况を基礎にしなければならないことを確認した。
7	1985	ミラノ (イタリア)	「自由、正義、平和及び発展のための犯罪防止」のテーマのもと、ミラノ行動計画及びいくつかの新しい国連基準と規範を採択した。採択されたのは、「少年司法の運営に関する最低基準規則」(北京ルールズ: Standard Minimum Rules for the Administration Juvenile Justice), 「犯罪及び権力の濫用の被害者のための司法の基本原則の宣言」(Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power), 「外国人受刑者の処遇に関する勧告」(Recommendations on the treatment of foreign prisoners ならびに関連する決議), 「司法の独立に関する基本原則」(Basic Principles on the Independence of the Judiciary)。
8	1990	ハバナ (キューバ)	「21世紀の国際的な犯罪防止及び刑事司法」というテーマのもと、組織犯罪とテロリズムに対する行動を勧告。採択されたのは、「非拘束的措置のための最低基準規則」(東京ルールズ: Standard Minimum Rules for Non-custodial Measures), 「受刑者処遇基本原則」(Basic Principles for the Treatment of Prisoners), 「少年非行防止ガイドライン」(リヤド・ガイドライン: Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency), 「自由を剥奪された少年の保護規則」(Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty), 「法執行官による武力と武器の使用に関する基本原則」(Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials), 「弁護士の役割に関する基本原則」(Basic Principles on the Role of Lawyers), 「検察官の役割に関するガイドライン」(Guidelines on the Role of Prosecutors)。
9	1995	カイロ (エジプト)	「すべての者のための安全と正義を求めて」というテーマのもと、法の支配の強化のための国際協力及び実務的技術援助にフォーカスした。
10	2000	ウィーン (オーストリア)	加盟国が汚職に対して国際的行動を取ることを約束させるウィーン宣言を採択。
11	2005	バンコク (タイ)	犯罪について防止と闘いのための国際的な協調と協力の努力について、そのための基礎を築き、またそれに向けた方向性を示すバンコク宣言を採択。
12	2010	サルバドル (ブラジル)	特にサイバー犯罪への新しい国内的・国際的対応に関する討議へのドアを開いたサルバドル宣言を採択。
13	2015	ドーハ (カタール)	ドーハ宣言を採択。

資料1 弁護士の役割に関する基本原則（訳文）

犯罪防止・犯罪者処遇に関する第8回国連コンgres（1990年 ハバナ）

弁護士の役割に関する基本原則に関する決議

犯罪防止・犯罪者処遇に関する第8回国連コンgresは、

犯罪防止・犯罪者処遇に関する第7回国連コンgresで採択され、1989年11月29日の決議40/32によって国連総会が是認したミラノ行動計画を想起し、

また、実務を行う弁護士のために、その職務遂行において受ける不当な制約と圧力に対する保護を、加盟国が提供するようにコンgresが勧告し、第7回コンgresの決議18を想起し、

第7回コンgresの決議18に従い、犯罪防止規制委員会によって、犯罪防止と刑事司法における国連の規範とガイドライン及び実施とさらなる基準設定のための優先課題に関する地域間の第8回国連コンgres準備会合によって、及び地域の第8回コンgres準備会合によって、達成された作業に感謝を以て留意し、

1. この決議の付属文書に含まれる弁護士の役割に関する基本原則を採択し、
2. 各国の政治的、経済的、社会的及び文化的な状況及び伝統を考慮しながらも、国内の、地域の及び地域間の行動と実施のために、この基本原則を勧告し、
3. 加盟国に、その国内法制と実務の枠組みの中で、この基本原則を考慮し、尊重することを依頼し、
4. また、加盟国に、弁護士、裁判官、政府の執行機関と立法府の成員及び一般の人々に、この基本原則への留意を促すことを依頼し、
5. さらに、加盟国に、基本原則の普及、国内法制・実務・手続及び政策への編入、国内段階での実施において直面する問題及び国際社会に求める援助を含めてこの基本原則の実施において達成された進歩を、1992年以降5年ごとに事務総長に知らせることを依頼し、また、その上で

事務総長には、犯罪防止・犯罪者処遇に関する第9回国連コンgresへの報告を行うように要請し、

6. すべての政府に対し、弁護士の役割と法律専門家へのアクセス条件の平等に関して、国内及び地域的レベルでセミナーと訓練コースを促進するように訴え、
7. 地域的委員会、犯罪防止と刑事司法に関する地域的及び地域間の研究機関、国連制度の中の専門機関及びその他の団体、その他の関係する政府間機構、ならびに経済社会理事会協議資格を持つNGOに、この基本原則の実施に積極的に関与するようになることと、この基本原則を普及し実施するためになされた努力とその実施の程度を事務総長に知らせるようにすることを強く求め、そして、事務総長に対し、その情報を第9回コンgresへの報告に含めるように要請し、
8. 犯罪防止規制委員会に、この決議の効果的な実施を確保する方法と手段を、優先課題として考慮するように求め、
9. 事務総長に、以下を要請する。
 - (a) 適切な場合には、この基本原則について、各国政府と関係する国際連合の機関に注意を促し、また、できるだけ広範な普及のための準備をすること。
 - (b) この基本原則を「人権：国際文書集」と題される国連出版物の次号に含めること。
 - (c) 各国政府に対し、その要請に基づき、この基本原則の実施を援助するための専門家と地域・地域間のアドバイザーを提供し、また、実際に提供された技術的援助と訓練に関して第9回コンgresに報告すること。
 - (d) 犯罪防止規制委員会に対し、その第12回会合において、この基本原則を実施するためにとるステップを報告すること。

付属文書

弁護士の役割に関する基本原則

世界の人々は、国連憲章において、とりわけ正

義が保たれる諸条件を確立するという自らの決意を断言し、また、人種、性、言語または宗教によって差別されることのない人権と基本的自由の尊重を促進、奨励するために、国際協力を達成することをその目的の1つとして宣言しているので、

世界人権宣言は、法の前の平等の原則、無罪の推定、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理、そして犯罪の訴追を受けたすべての者の弁護に必要なすべての保障を記しているので、

市民的及び政治的権利に関する国際規約は、それに加えて、不当に遅延することなく裁判を受ける権利、そして法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を宣言しているので、

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は、人権と自由の普遍的な尊重と遵守を助長すべき、憲章に基づく諸国の義務を想起しているので、

あらゆる形態の被拘禁者若しくは受刑者のための保護原則の体系は、被拘禁者が、法的代理人の援助を受け、法的代理人とコミュニケーションし、協議する権利を持つものとするとして定めているので、

被拘禁者処遇最低基準規則は、特に、未決拘禁者に弁護人の法的援助と秘密交通を確保すべきであると勧告しているので、死刑に直面する者に対する保護を保障する予防手段は、死刑が科される犯罪の容疑を受けまたは訴追されたすべての者に、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条に従って、手続のすべての段階で十分な法的援助を受ける権利を再確認しているので、

犯罪及び権力の濫用の被害者のための司法の基本原則の宣言は、犯罪被害者のために、司法と公正な扱い、原状回復、損害賠償及び支援へのアクセスを向上させるために取られるべき、国際的及び国内的レベルでの措置を勧告しているので、

すべての人に認められている人権と基本的自由の十分な保護は、経済的、社会的及び文化的であろうと、市民的及び政治的であろうと、独立の法曹が提供する法的サービスへの実効的なアクセスを、すべての人が持っていることを必要としているので、

弁護士の専門家団体は、専門性の基準と倫理を守り、迫害及び不適切な制約と侵害からその構成員を保護し、法的サービスを必要とする者すべてに提供し、そして司法の目的と公益を促進するにあたり政府その他の機関と協力する際に不可欠な役割を演じるので、

弁護士の適切な役割を助長する課題のために加盟国を支援するために策定された、以下に掲げる弁護士の役割に関する基本原則は、諸政府の国内の法と実務の枠組みの中で政府によって尊重され、考慮に入れられるべきであり、また、弁護士と、その他裁判官、検察官、執行機関と立法府の成員及び一般の人々などの者の留意のもとに置かれるべきである。これらの諸原則は、また、適切な場合には、弁護士の形式的な地位はなくとも弁護士の機能を行使用する者にも適用されるものとする。

法的サービスへのアクセス

- 1, すべての人は、自らの権利を保護し、確立し、また、刑事手続のすべての段階で自らを防御するために、自らの選んだ弁護士の援助を求める権利を与えられている。
- 2, 政府は、その領域内においてかつその管轄権に服するすべての人に、実効的かつ平等に弁護士にアクセスするための効果的な手続と適切に対応する仕組みが提供されることを確保するものとし、その際には、人種、皮膚の色、民族の出身、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、経済的その他の地位に基づく差別などいかなる種類の区別なしになされるものとする。
- 3, 政府は、貧困者及び必要に応じその他の不利な状況にある人々のために、法的サービスのための十分な資金その他の資源が提供されることを確保するものとする。弁護士の専門家団体は、サービス、設備その他の資源の手配や提供において、協力するものとする。
- 4, 政府と弁護士の専門家団体は、公衆に対して法の下での権利と義務及びその基本的自由の保

護における弁護士の重要な役割を知らせるためのプログラムを推進するものとする。貧困者その他の不利な状況にある人々が自らの権利を主張し、必要な場合に弁護士の援助を求めることを可能にするために、それらの人々を援助することに特別の注意が払われるべきである。

刑事司法問題における特別の保護手段

5. 政府は、逮捕や勾留の際、または犯罪に問われたときに、すべての人が権限ある当局によって、自らの選ぶ弁護士による援助を受ける権利を直ちに知らされることを確保するものとする。
6. 実効的な法的援助を提供するために、弁護士がいない者は、司法の利益が必要とするすべての事件で、割り当てられた犯罪の性質にふさわしい経験と能力を持つ弁護士を付される権利を、また、それらの者が弁護士のサービスに対して支払う資力を欠いている場合には支払なしで、与えられるものとする。
7. 政府は、さらに、逮捕や勾留されたすべての人が、犯罪に問われていようといまいと弁護士への迅速なアクセスが、そしていかなる場合でも逮捕や勾留の時から48時間を経過する前のアクセスが、できるように確保するものとする。
8. 逮捕、勾留、収監されたすべての者は、弁護士の訪問を受け、そしてコミュニケーションし、協議する十分な機会、時間及び便益を、遅延、傍受または検閲なしに、そして完全な秘密のもとで、提供されるものとする。そのような協議は、法執行官の目視できる範囲内であってもよいが、聴取できる範囲内であってはならない。

資格認定と訓練

9. 政府、弁護士の専門家団体及び教育機関は、弁護士が適切な教育と訓練を受け、また、弁護士の目標と倫理上の責務及び国内法と国際法で認められた人権と基本的自由を認識することを確保するものとする。
10. 政府、弁護士の専門家団体及び教育機関は、

法曹への参入と実務の継続に関して、人種、皮膚の色、性、民族的出身、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、経済的その他の地位に基づく、人に対する差別がないことを確保するものとするが、例外として、弁護士が関係国の国民でなければならないという要件は差別的であるとみなされないものとする。

11. 政府、弁護士の専門家団体及び教育機関は、法的サービスの必要性が満たされていない集団、共同体または地域が存在する国、特にそのような集団がまったく異なる文化、伝統、言語を持ち、あるいは過去の差別の犠牲者となってきた国においては、それらの集団からの志願者が法曹に参入する機会を提供するための特別な措置を取るべきであり、また、それらの集団の必要性に適した訓練を受けることを確保すべきである。

責務と責任

12. 弁護士は、司法の運営の不可欠な行為者として、いかなる時もその専門職の名誉と尊厳を保持しなければならない。
13. 依頼者に向けられた弁護士の責務は、以下のものを含むものとする。
 - (a) 依頼者の法的な権利及び義務について、また依頼人の法的な権利及び義務に関連する限りにおいて法制度の機能について、依頼人に助言すること。
 - (b) すべての適切な方法で依頼人を援助し、また依頼人の利益を守るために法的措置を取ること。
 - (c) 適切な場合には、裁判所、法廷または行政当局において依頼人を援助すること。
14. 弁護士は、依頼者の権利を守るにあたって、また司法の目標を促進するにあたって、国内法と国際法で認められた人権と基本的自由を擁護するように努めるものとし、そして、いかなる時でも、法及び法曹に認められた基準と倫理に従って、自由にかつ熱心に行動しなければならない

ない。

15. 弁護士は、依頼者の利益を、常に忠実に尊重しなければならない。

弁護士の職務の保障

16. 政府は、弁護士が、(a)脅迫、妨害、嫌がらせまたは不適切な干渉を受けることなくその専門的職務のすべてを遂行できること、(b)自らの国内及び国外のいずれも自由に旅行し、依頼者と協議できること、そして、(c)認められた専門的な責務、基準と倫理に従って行われたいかなる行為についても、訴追もしくは行政的、経済的その他の制裁を受けず、またはそれらによって脅かされないことを、確保するものとする。
17. 弁護士の安全がその職務を遂行した結果として脅かされる場合は、弁護士は、当局によって十分に保護されるものとする。
18. 弁護士は、その職務を遂行した結果として、依頼者と、または依頼者の主張と、同一視されることがないものとする。
19. いかなる裁判所、または弁護士選任権が認められている行政当局も、依頼者のために出席する弁護士の権利の承認を拒むことはないものとする。ただし、国内の法及び慣行に従いかつこの基本原則と両立する形で、その弁護士の資格が剥奪されている場合はこの限りではない。
20. 弁護士は、書面や口頭での弁論において、あるいは裁判所、法廷その他の司法・行政当局に職務上出席して、誠実に行った関連する陳述について、民事上及び刑事上の免責を享受するものとする。
21. 当局が保管し管理する、目的に沿った情報、ファイル及び文書への弁護士のアクセスを、弁護士が依頼者に実効的な法的援助を提供することができるような十分な時間的余裕をもって確保することは、権限ある当局の責務である。そのようなアクセスは、適切な最も早い時期に提供されるべきである。
22. 政府は、弁護士とその依頼者との間の専門的な関係に基づきなされるコミュニケーションや

協議のすべてが、秘密であることを承認し、尊重するものとする。

表現及び結社の自由

23. 弁護士は、他の市民と同様に、表現、信条、結社及び集会の自由への権利を与えられている。とりわけ弁護士は、法、司法の運営、そして人権の促進及び保護に関わる事項について公の討議に参加する権利を持ち、ならびに、地方組織、全国組織、国際組織に加入し、それらを結成し、またその会合に出席する権利を持ち、合法的な活動や合法的な組織の構成員であることを理由として、職務上の制約を受けることはない。弁護士は、これらの権利を行使するにあたって、常に法及び法曹に認められた基準と倫理に従って行動するものとする。

弁護士の専門家団体

24. 弁護士は、自らの利益を代表し、継続教育と訓練を促進し、また専門職としての不可侵性を守るために、自治的な専門家団体を結成し、それに加入する権利を与えられるものとする。この専門家団体の執行機関は、その構成員によって選出され、また外部からの干渉なしにその職務を行うものとする。
25. 弁護士の専門家団体は、誰もが法的サービスに実効的かつ平等なアクセスを持つこと、また、弁護士が不適切な干渉なしに、法及び専門性の基準と倫理に従って依頼者の相談を受けて援助できることを確保するために、政府と協力するものとする。

懲戒手続

26. 弁護士の専門家行動規範は、国内の法と慣例かつ国際的に認められた基準と規範に従い、法曹がその適切な機関を通じて、または立法によって、確立されるものとする。
27. 弁護士に対するその専門的職務に関する告発

や申立ては、適切な手続のもとで迅速かつ公正に処理されるものとする。弁護士は、自らが選んだ弁護士の援助を受ける権利を含む、公正な審理を受ける権利を持つものとする。

28. 弁護士に対する懲戒手続は、法曹が設置した公平な懲戒委員会、法律によって設置された独立の当局あるいは裁判所で行われるものとし、そして、独立の司法による再審査に服するものとする。
29. すべての懲戒手続は、専門家行動規範その他の法曹に認められた基準と倫理に従い、またこの基本原則を考慮して、決定が行われるものとする。

【訳注】

以上の翻訳のうち、「弁護士の役割に関する基本原則」については、これまでになされた以下の訳文を参考にした。

1. 日弁連調査室仮訳：大川真郎「国連の『弁護士の役割に関する基本原則』について」自由と正義41巻11号（1990年）104-114頁，109-111頁。
2. 国際連合人権高等弁務官事務所『裁判官・検察官・弁護士のための国連人権マニュアル』（平野裕二訳，現代人文社，2006年）所収の部分的訳文。

資料2 欧州評議会の諸原則（訳文）

欧州評議会：弁護士の職務行使の自由に関する閣僚委員会の加盟国に対する勧告 No.R（2000）21
閣僚委員会の2000年10月25日第727回大臣代行会議で採択

閣僚委員会は、欧州評議会規程15.b条の条項のもとで、

欧州人権条約の諸規定に配慮し、

1990年12月の国連総会で推奨された弁護士の役割に関する基本原則に配慮し、

1994年10月13日に欧州評議会閣僚委員会により採択された、裁判官の独立、能力及び役割に関する勧告R（94）12に配慮し、

弁護士及び弁護士専門家団体もまた人権及び基本的自由の保護を確保することにおいて果たしている基本的な役割を理解し、

特に個人の自由を防御する役割によって弁護士が関与する法の支配を強化するために、弁護士の職務行使の自由を促進することを強く望み、

直接・間接を問わず、いかなる方面からの、いかなる理由であっても、いかなる不適切な制約、影響、誘導、圧力、威嚇または干渉もなしに弁護士の専門的責務を遂行するという弁護士の独立を保障する、公正な司法運営制度の必要性を自覚し、
弁護士の責任の適切な行使を確保することの望ましさと、特に弁護士が十分な訓練を受けて、裁判所に向けられた責務と依頼者に向けられた責務との間の適切なバランスを見いだすことの必要性とを認識し、

司法へのアクセスのために経済的に弱い立場にある人々にとっては弁護士のサービスを得ることを必要とするかもしれないことを考慮し、

加盟国の政府がこの勧告に含まれる諸原則の実施という観点から必要と考えるすべての措置を取り、場合によってはさらに強めることを勧告する。

この勧告の意図するところにおいて、「弁護士」は、依頼者のために申立てと行動を行い、法律実務に従事し、裁判所に出席し、または法律問題で依頼者への助言と代理をすることについて、国内法に従い資格を持ちかつ権限を与えられた者を意味する。

第I原則 弁護士による職務行使の自由に関する一般原則

1. とりわけ欧州人権条約の関係規定に照らして、差別及び当局や公衆からの不適切な干渉のない弁護士の職務行使の自由を尊重し、保護し、促進するために、すべての必要な措置が取られるべきである。

2. 弁護士として実務を行う認可、またはこの専門職に加入する認可に関する決定は、独立の組織によってなされるべきである。そのような決定は、独立の組織によってなされるかどうかを

問わず、独立かつ公平な司法当局の再審査に服すべきである。

3. 弁護士は、信条、表現、移動、結社及び集会の自由を享受すべきであり、そしてとりわけ、法と司法運営に関する事項についての公の討議に参加し、法の改革を提案する権利を持つべきである。
4. 弁護士は、その専門家としての基準に従って行動する時、いかなる制裁や圧力も受けず、またそれによって威嚇されるべきではない。
5. 弁護士は、確立した専門的基準に従って依頼者と秘密裏に相談し、また代理できるように、依頼者へのアクセス、とりわけ自由を奪われた人へのアクセスが認められるべきである。
6. 弁護士—依頼者関係の秘密の尊重を確保するために、すべての必要な措置が取られるべきである。この原則に対する例外が許容されるのは、法の支配と両立する場合のみであるべきである。
7. 弁護士は、その専門家としての基準に従って依頼者の権利と利益を守るとき、出席する資格がある裁判所へのアクセスを拒絶されるべきではなく、すべての関係するファイルへのアクセスが認められるべきである。
8. 同じ事件で行動するすべての弁護士は、裁判所による平等な尊重を示されるべきである。

第Ⅱ原則 法的な教育、訓練及び法専門職への参入

1. 法的な教育、法専門職への参入と職務の継続は、とりわけ性、性的な好み、人種、皮膚の色、宗教、政治その他の意見、民族的・社会的出身、国内少数者の構成員、財産、出生または身体的障がい等を理由として拒否されるべきではない。
2. 専門職への参入に必要な条件とされる法的な訓練と道徳性の高度な基準を確保し、また弁護士への継続教育の提供のために、すべての必要な措置が取られるべきである。
3. 継続教育プログラムを含む法的な教育は、法的な熟練を強化し、倫理上及び人権の問題への認識を増進し、依頼者の権利と利益を守りかつ向上させ、そして適切な司法の運営を支援する

ことを目指すべきである。

第Ⅲ原則 弁護士の役割と責務

1. 弁護士会その他の弁護士専門家団体は、専門性の基準と行動規範を作成すべきであり、そして、弁護士が、依頼者の正当な権利と利益を防御する際に、独立に、熱心にかつ公正に行動する責務を持つことを確保すべきである。
2. 国内の法、規則及び専門性の基準に従い、専門的な守秘が弁護士によって尊重されるべきである。この守秘への違反は、依頼者の同意がなければ、適切な制裁に服するべきである。
3. 依頼者に向けた弁護士の責務は、以下を含む。
 - a. 法的な権利と義務、併せて経済的な費用を含む、事件のありそうな成果と結果を依頼者に助言すること。
 - b. なによりもまず、事件を友好的に解決するために努めること。
 - c. 依頼者の権利と利益を守り、尊重し、そして実施するために法的行動を取ること。
 - d. 利益相反を回避すること。
 - e. 合理的に処理できる以上の業務に従事しないこと。
4. 弁護士は、司法権を尊重し、国内法その他の規則及び専門性の基準に合致するやり方で裁判所に対する責務を実行するべきである。弁護士が専門的活動を棄権する場合にはいつでも、そのサービスを必要とする依頼者その他の者の利益に対する損害を回避すべきである。

第Ⅳ原則 すべての人の弁護士へのアクセス

1. すべての人が独立の弁護士の提供する法的サービスへの効果的なアクセスを持つことを確保するために、すべての必要な措置が取られるべきである。
2. 弁護士は、経済的に弱い立場にある人に法的サービスを提供するように奨励されるべきである。
3. 加盟国の政府は、司法への効果的なアクセスを確保するために適切な場合は、経済的に弱い立場にある人、とりわけ自由を奪われた人に効

果的な法的サービスが利用可能となるように確保すべきである。

4. 依頼者に向けた弁護士の実務は、報酬の全部または一部が公的基金から支払われる事実によって影響を受けないようにすべきである。

第V原則 団体

1. 弁護士は、単体でまたは他の団体とともに専門家の基準を強化し、弁護士の独立と利益を保護する任務を持つ。地方の、全国的及び国際的な専門家団体を結成し、加入することを許容され、かつ奨励されるべきである。
2. 弁護士会その他の弁護士の専門家団体は、当局や公衆から独立した自治的な組織であるべきである。
3. 弁護士会その他の弁護士の専門家団体は、いかなる不適切な制約や侵害に対してもその構成員を守り、また自身の独立を防御することの役割を尊重されるべきである。
4. 弁護士会その他の弁護士の専門家団体は、弁護士の独立を確保することを、また、なかでも以下のことを奨励されるべきである。
 - a. 恐怖なしに、司法の目標を促進し、擁護すること。
 - b. 社会における弁護士の役割を守り、またとりわけその名誉、尊厳、不可侵性を維持すること。
 - c. 経済的に弱い立場にある人の司法へのアクセスを確保する計画、とりわけ法律扶助と法律相談の提供に、弁護士の参加を促進すること。
 - d. 法の改革と既存の及び提案された立法に関する討議を促進し、奨励すること。
 - e. 法曹の構成員の福利を促進し、その構成員と状況が必要とする場合はその家族を援助すること。
 - f. 弁護士の役割を促進するために、とりわけ弁護士の国際組織と国際的な政府間組織や非政府組織の作業を考慮することにより、他国の弁護士と協力すること。
 - g. 弁護士の能力の可能な最高水準を促進し、

また、行為基準と懲戒に対する弁護士の尊重を維持すること。

5. 弁護士会その他の弁護士の専門家団体は、以下の場合には、適切な組織とともに弁護士の利益を守ることを含めて、必要な行動を取るべきである。
 - a. 弁護士の逮捕または勾留
 - b. 弁護士の不可侵性への問題を招く手続を行うあらゆる決定
 - c. 弁護士自身やその財産の捜索
 - d. 弁護士の所持する文書や資料の押収。
 - e. 弁護士のために行動することを必要とするような報道

第VI原則 懲戒手続

1. 弁護士が、弁護士会その他の弁護団体が作成した行動規範または立法によって設定された専門性の基準に従って行動しない場合は、懲戒手続を含め適切な措置が取られるべきである。
2. 弁護士会その他の弁護士の専門家団体は、弁護士に関する懲戒手続の遂行に責任を持ち、また適切な場合には、その遂行に参加する権利を与えられるべきである。
3. 懲戒手続は、当該弁護士が手続に参加し、また、決定に対する司法審査を申請する権利を含め、欧州人権条約に規定された諸原則と規則を全面的に尊重して遂行されるべきである。
4. 弁護士が行った懲戒上の違反に対する制裁を決定するに際しては、比例性の原則が尊重されるべきである。

注

- (1) 各国政府については、例えば、菅義偉官房長官が、記者会見において「報道されていることが事実だとすれば、その事態は憂慮せざるを得ない。」と述べた（日本経済新聞夕刊2015年7月13日）。国連においては、“‘Lawyers need to be protected not harassed’ - UN experts urge China to halt detentions,” UN News, (2015年7月16日) など。弁護士会・弁護士団体については、日本弁護士連

合会「中国の弁護士の一斉連行を憂慮し、弁護士の職務活動の保障等を求める会長声明」(2015年7月24日)、International Bar Association's Human Rights Institute, 'Open letter to His Excellency Mr Xi Jinping, President of the People's Republic of China, from the IBAs' HRI' (2015年7月22日)、The Law Association fro Asia and the Pacific, 'Lawasia Statement of Concern at Treatment of Lawyers in China' (2015年7月21日) など。

- (2) 'Basic Principles on the Role of Lawyers,' adopted by the Eighth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, Havana, Cuba, 27 August to 7 September 1990. なお、ここでの「Lawyers」に対する訳語としては、日本国内では「法律家」が用いられることも少なくなかったが、 kongressが裁判官 (Judges) や検察官 (Prosecutors) についても別途同様の文書を採択していることや、後に紹介するようにこの文書が依頼者を代理する役割を取り扱っていることから、「弁護士」の訳語が正しい。
- (3) 前記の中国に関する日弁連会長声明の他に、
- ・弁護人の役割へ理解を求める会長声明—オウム真理教信者の関係する刑事事件について (1995年6月28日)
 - ・改めて弁護士の役割に対する理解と弁護活動の自由の確保を求める会長声明 (2007年7月11日)
 - ・ルワンダ国際刑事法廷の弁護士に対する逮捕を懸念し、即時の釈放を求める会長声明 (2010年6月16日)
 - ・愛媛県における業務妨害事件に関する会長声明 (2011年3月4日)
 - ・光市母子殺害事件弁護団への懲戒呼び掛け行為にかかる損害賠償請求事件の最高裁判決を受けての会長声明 (2011年10月17日)
 - ・リビアにおける国際刑事裁判所の弁護士・職員拘束を懸念し、即時の釈放を求める会長声明 (2012年6月15日)
- など。
- (4) 2015年の kongressの内容については、「特集刑事司法と国際協力—第13回 kongress・第24回コミッションの成果と課題」(法律のひろば68巻

11号 (2015年11月) 4-51頁) が詳しく紹介している。

- (5) 田宮裕「第8回国連犯罪防止会議の概観」ジュリスト972号 (1991年) 68-74頁, 69頁。日野正晴「第九回国連犯罪防止会議の概観」ジュリスト1077号 (1995年) 61-5頁, 62頁。国連総会「Transfer of functions of the International Penal and Penitentiary Commission」決議415 (V) (1950)。浦田啓一「犯罪防止・刑事司法分野における国連の活動」法律のひろば48巻9号 (1995年) 11-19頁, 11頁。
- (6) 杉原弘泰「犯罪防止及び刑事司法における国連規範及び基準」法律のひろば43巻12号 (1990年) 39-46頁, 39頁。
- (7) 敷田稔「第8回国連犯罪防止会議をふりかえって」法律のひろば43巻12号 (1990年) 4-10頁, 8頁。同「国連準則の充足と新準則の制定」ジュリスト972号 (1991年) 102-107頁, 104頁。
- (8) 浦田 (注5) 12-7頁。日野 (注5) 62頁。浦田は、この機構改革の背景と意義を述べる中で、従来の犯罪防止刑事司法計画の活動が「被疑者や受刑者の人権保障という点にやや重点が偏」って、「これまでの理想的・理念的な活動から、職業的専門性に裏打ちされた実践的・現実的な活動に移ることになった」という評価を加えている。
- (9) 国連はそうにして採択された、犯罪防止・刑事司法分野の基準や規範を、①拘禁、非拘禁的制裁、少年司法及び修復的司法の下にある人々、②国際協力のための法的、制度的及び実務的調整、③犯罪防止及び被害者の問題、④優良な統治、司法の独立及び刑事司法関係者の規範の4つの分野にまとめて出版している。United Nations Office on Drugs and Crime, 'Compendium of United Nations standards and norms in crime prevention and criminal justice' (2006)。
- (10) 敷田「第8回国連犯罪防止会議をふりかえって」(注7) 104-5頁。
- (11) 例えば、第1回 kongressが採択した被拘禁者処遇最適基準規則を補完・改訂するものとして最近国連総会で採択された「女性被拘禁者処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則」(バンコク・ルールズ: United Nations Rules for the

- Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders, A/RES/65/229 (2010)) や「国連受刑者処遇最低基準規則」(マンデラ・ルールズ: United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners, A/RES/70/175 (2016)) における国際 NGO (Penal Reform International: PRI) の努力が報告されている。海渡雄一「解説 国連被拘禁者処遇最低基準規則改訂版(マンデラ・ルール)の制定と2020年第14回国連犯罪防止会議日本開催の意義」CPR News Letter No. 84 (2015.10.1) 8-13頁。
- (12) 第7回コンGRESS決議 '18. Role of Lawyers' (A/CONF.121/22/Rev.1, pp. 87-8)。
- (13) 以上の準備過程について、第8回コンGRESSの 'Working Paper prepared by the Secretariat' (A/CONF.144/18) 75-78項を参照。また、当時の NGO の関与の状況を伝えるものとして、大川真郎「弁護士への使命と職務妨害—その国際的状況と視点—」(自由と正義41巻11号(1990年)20-27頁, 21頁)がある。
- (14) 大川真郎「国連の『弁護士への役割に関する基本原則』について」自由と正義41巻11号(1990年)104-114頁, 104頁。
- (15) 'Working Paper prepared by the Secretariat' (注13) 78項。
- (16) 杉原(注6)42頁。
- (17) 第8回コンGRESS報告書 'Eighth United Nations Congress on the Prevention of Crime and The Treatment of Offenders-Report prepared by the Secretariat,' A/CONF.144/28/Rev.1, paras. 300-1. この審議経過の概要を記録したものとして、高野隆、須網隆夫、吉峯康博「第8回国連犯罪防止会議の報告」自由と正義42巻2号(1991年)122-144頁, 136-9頁。
- (18) 大川(注14)112頁。
- (19) 'Report of the Interregional Preparatory Meeting on Topic 5: "United Nations Norms and Guidelines in Crime Prevention And Criminal Justice: Implementation And Priorities for Further Standard-Setting,"' A/CONF.144/IPM.5. 弁護士役割基本原則の原案は、7-10頁。
- (20) 第8回コンGRESS決議 '29. Development of future procedures for evaluating the extent to which Member States implement United Nations norms and guidelines in criminal justice and crime prevention' (第8回コンGRESS報告書(注17)197-8頁) para. 3
- (21) 'Criminal Justice and Police Systems: Management and Improvement of Police and Other Law Enforcement Agencies, Prosecution, Courts and Corrections; and The Role of Lawyers-Working paper by the Secretariat,' (A/CONF.169/6) paras.75 - 81.
- (22) 第9回コンGRESS報告書 'Ninth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders-The report on the Ninth Congress containing a summary of the proceedings, conclusions and recommendations as adopted by the Congress-Report prepared by the Secretariat, A/CONF.169/16/Rev.1.
- (23) 'Vienna Declaration and Programme of Action,' A/CONF.157/23 (1993), Part I, para. 27. 翻訳は、奥脇直也他編集代表『国際条約集 2013年版』(有斐閣)に依った。
- (24) International Commission of Jurist, "International Principles on the Independence and Accountability of Judges, Lawyers and Prosecutors: Practitioners Guide No. 1," 2007, p. 4.
- (25) 'Independence and impartiality of the judiciary, jurors and assessors and the independence of lawyers: Report of the Special Rapporteur, Mr. Param Cumaraswamy, submitted in accordance with Commission on Human Rights resolution 1994/41' E/CN.4/1995/39, paras. 16-7.
- (26) Ibid, paras. 17-8.
- (27) Ibid, para. 20.
- (28) Ibid, para. 22.
- (29) Katherine Brennan, Reed Brody, and David Weissbrodt, 'The 40th Session of the UN Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities,' 11 Human Rights Quarterly pp. 295-324 (1989), pp. 308-9.

- (30) Report (注25) para. 20.
- (31) Ibid, para. 23.
- (32) Ibid, paras. 1, 31.
- (33) 「裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者」に関するウェブサイトによる (<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Judiciary/Pages/IDPIndex.aspx>)。
- (34) Report (注25) para. 50.
- (35) Concluding observations of the Human Rights Committee on Belarus, CCPR/C/79/Add.86 (1997), para. 14.
- (36) Concluding observations of the Human Rights Committee on the Libyan Arab Jamahiriya, CCPR/C/79/Add.101 (1998), para. 14.
- (37) Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE), 'Report on the Situation of the Lawyers in Azerbaijan' (2005).
- (38) Concluding observations of the Human Rights Committee on Azerbaijan, CCPR/CO/73/AZE (2001), para. 14.
- (39) ACHPR, Civil Liberties Organisation (in respect of the Nigerian Bar Association) v. Nigeria, Communication No. 101/93, decision adopted during the 17th ordinary session, March 1995, paras. 1, 17. なお、本決定は、弁護士役割基本原則ではなく、主に裁判官を対象とした、司法の独立に関する基本原則に言及しているが、その理由は判然としない。
- (40) Concluding observations of the Committee against Torture on China, CAT/C/CHN/CO/5 (2015), para. 18-9.
- (41) 'Report of the Special Rapporteur on the Independence of Judges and Lawyers, Mr. Param Cumaraswamy' E/CN.4/1999/60, para. 206. 'Report of the Special Rapporteur on the Independence of Judges and Lawyers, Mr. Param Cumaraswamy, submitted in accordance with Commission on Human Rights resolution 1999/31' E/CN.4/2000/61, para. 332.
- (42) Council of Europe, Recommendation Rec(2000) 21 of the Committee of Ministers to member states on the freedom of exercise of the profession of lawyer.
- (43) 第7回コンGRES決議 (注12) 第3段落。
- (44) 各回コンGRESの概要については、United Nations Office on Drugs and Crime, "United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice 1955-2015: 60 years of achievement" (2015) に依拠した。